

警察署再編の具体的構想

再編の目的

治安維持活動の拠点である警察署について、一定の規模を確保することにより、機動力を前提として、事件・事故への即応体制を整え、事案対応能力を強化することにより、地域の住民の安全・安心を確保する。

再編の内容

桑折警察署と福島北警察署を統合し、現在の桑折警察署を分庁舎とする。
 川俣警察署と福島警察署を統合し、現在の川俣警察署を分庁舎とする。
 本宮警察署と郡山北警察署を統合し、現在の本宮警察署を分庁舎とする。
 小野警察署と三春警察署を統合し、現在の小野警察署を分庁舎とする。
 なお、三春警察署については、田村警察署（仮称）と改称する。
 会津美里警察署と会津若松警察署を統合し、現在の会津美里警察署を分庁舎とする。
 浪江警察署と富岡警察署を統合し、現在の浪江警察署を分庁舎とする。
 また、双葉地域における原子力発電所等の警戒警備体制を強化する。
 なお、富岡警察署については、双葉警察署（仮称）と改称する。

分庁舎については、警察署としての機能を残し、警察署長に代わるしかるべき責任者を配置し、事件、事故へ即応できる体制を維持するとともに、運転免許事務などの各種窓口事務を継続し、地域の方々の利便性を確保する一方、防犯や交通関係等のボランティア団体との連携も維持し、地域の住民の安全と安心の確保に万全を期する。

再編前



再編後 (平成22年4月以降)



イメージ

統合

A署

署長、副署長又は次長
 警務課、庶務課
 生活安全課
 地域課、刑事課
 交通課、警備課
 (自動車警ら、駐在所)

A署

署長、副署長
 警務課、庶務課
 生活安全課
 地域課、刑事課
 交通課、警備課
 (自動車警ら、駐在所)

B署

署長、次長
 警務係、相談係
 庶務係
 刑事生活安全課
 地域交通課、警備係
 (自動車警ら、駐在所)

A署B分庁舎

所長(可能な限り警視とする。)
 所長代理(仮称)
 総務係、生活安全係
 捜査係、交通係
 地域係
 (自動車警ら、駐在所)

交通や防犯ボランティア団体は存続することが望まれ、今後、協議を進める。



～ 警察署再編 Q & A ～



Q なぜ警察署の再編をするの？

A 県民の体感治安が悪化している中で、治安維持活動の拠点である警察署について、一定の規模を確保することにより、機動力を前提として、事件・事故への即応体制を整え、事案対応能力を強化し、地域の住民の安全・安心の確保に当たるためです。

Q 再編される警察署はどうなるの？

A 再編される一方の警察署を分庁舎とし、現在の警察署とほとんど変わらない機能を残します。

Q 分庁舎では何をしますの？

A 分庁舎では、事件事故への対応やパトロールのほか、運転免許更新事務などの許認可事務や遺失・拾得届、各種相談などを継続して実施します。

Q 分庁舎の所長(責任者)はどんな人？

A 分庁舎の所長には、しかるべき責任者として可能な限り「警視」を配置します。

Q 分庁舎は今までより警察官の数が減るの？

A 地域の住民の方々と直接接する刑事、交通などの警察官の数は、ほとんど変わりません。

Q 将来の分庁舎の体制はどうなるの？

A 地域の安全・安心や利便性の確保に必要な体制は、将来においても維持する方針です。

Q 交番・駐在所はどうなるの？

A 警察署再編に伴う交番や駐在所の統合はありません。警察署の警察官の体制が強化されますので、駐在所の警察官は、本署での勤務が少なくなり、今より駐在所での活動が向上します。

Q 防犯や交通ボランティア団体等はどうするの？

A 地域の安全・安心を確保するため、警察署と関わりの深いボランティア団体については、現在の体制を存続することが望ましいと考えています。

Q 人員削減ではないの？

A 警察署再編は、経費や人員削減が目的ではありません。

県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

福島県警察本部

警察署再編の具体的構想

平成20年10月
福島県警察本部

警察署再編の具体的構想

1 はじめに

昭和29年に現在の警察制度となりましたが、当時、本県においては、29の警察署を配置して広大な県土の治安維持をスタートいたしました。その後、いわき市の合併に伴い、いわき方部の5署を3署にしたほか、郡山市の治安情勢を踏まえて1署を増設し、現在の28警察署体制となりましたが、基本的には、54年前と概ね同じ警察署の配置で、治安の維持に当たってまいりました。

しかし、この半世紀の間に、高速交通網の発展はもとより、社会環境や犯罪情勢が大きく変化し、従来予想されなかった事件・事故が発生するなど、県民の体感治安は悪化しています。

そこで、県民の期待に応える力強い警察活動を展開し、地域の安全と安心を確保するためにはどうすべきかという観点から、警察署再編の検討を進め、本年春にその基本構想を公表し、県民の皆さまの幅広いご意見をいただきながら、更に検討を重ねてまいりました。

その結果を踏まえ、警察署を再編することによって、治安維持活動の拠点である警察署について、一定の規模を確保することにより、機動力を前提として、事件・事故への即応体制を整え、事案対応能力を強化することにより、地域の住民の安全・安心の確保に当たることを旨として、以下のとおり、警察署再編の具体的構想を策定いたしました。

2 警察署再編の具体的構想に関する基本方針

警察署再編の具体的構想を策定するに当たっては、平時の警察力を維持することはもとより、有事の際には機動力を生かして、迅速かつ的確な警察活動を展開するとともに、交通網の発展に伴う様々な犯罪や事案への効率的な対応を図り、地域の住民の安全・安心を確保することを基本方針と

いたしました。

なお、再編の対象となる一方の警察署を分庁舎とした上で、警察署としての機能を残し、警察署長に代わるしかるべき責任者を配置し、その下に生活安全係、地域係、捜査係、交通係などの係を置き、事件・事故へ即応できる体制を維持するとともに、運転免許事務などの各種窓口事務を継続し、地域の方々の利便性を確保する一方、防犯や交通関係等のボランティア団体との連携も維持し、地域の住民の安全と安心の確保に万全を期すこととしています。

そして、そのために必要な体制は、将来においても維持する方針であります。

3 警察署再編の具体的構想

(1) 桑折警察署と福島北警察署の統合

ア 桑折警察署と福島北警察署を統合する。

イ 統合する理由

桑折警察署の管轄する桑折町と国見町は、国道4号線や高速道路等の交通網及びJR東北本線により、生活圈・経済圏ともに福島市と密接な関係にあり、昼夜を問わず、人や車の流れが頻繁ですので、治安の維持においても、その点を重視する必要があります。

そのため、犯罪の予防や検挙、子供や高齢者の保護など、地域の安全と安心を確保するための警察活動を展開するために、桑折警察署と福島北警察署を統合して体制を強化し、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処するとともに、継続した安全対策や効率的な捜査活動等を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能

福島北警察署を本署とし、現在の桑折警察署を福島北警察署桑折分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

(2) 川俣警察署と福島警察署の統合

ア 川俣警察署と福島警察署を統合する。

イ 統合する理由

川俣警察署の管轄する川俣町を東西に走る国道114号線は、川俣町の生活圏・経済圏を福島市と太く結んでおり、人や車の流れが多く、治安の維持においても、その点を重視する必要があります。

また、本年7月1日に、川俣警察署の管轄であった飯野町が福島市と合併しています。

そのため、犯罪の予防や検挙、子供や高齢者の保護など、地域の安全と安心を確保するための警察活動を展開するために、川俣警察署と福島警察署を統合して警察署の体制を強化し、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処するとともに、継続した安全対策や効率的な捜査活動等を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能

福島警察署を本署とし、現在の川俣警察署を福島警察署川俣分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

(3) 本宮警察署と郡山北警察署の統合

ア 本宮警察署と郡山北警察署を統合する。

イ 統合する理由

郡山市の北部と本宮市が境目無く発展している情勢にあるほか、国道4号線やJR東北本線等の交通網の発展により、本宮市と大玉村の生活圏・経済圏は郡山市と一体化しつつあります。

人や車の流れはもとより、極めて密接な関係にある環境の中で、犯罪の予防や検挙、子供や高齢者の保護など、地域の安全と安心を確保するための警察活動を展開するためには、本宮市と大玉村の治安について、郡山市の治安と連動した対応が求められます。

また、県道8号線などで本宮市と郡山市の北部が結ばれているほか、

郡山北警察署管内に所在する東北自動車道郡山ジャンクションを中心としたインターチェンジに関しては、郡山北警察署の管轄する郡山、磐梯熱海、郡山東の各インターチェンジと、本宮警察署の管轄する本宮インターチェンジとを、系統的に結びつけた対応を図る必要がありますので、治安の維持においても、それらを重視した対応が求められます。

そのため、平時における地域の安全と安心を確保するための警察活動を展開するとともに、犯罪の広域・スピード化への迅速な対応を図るために、本宮警察署と郡山北警察署を統合して警察署の体制を強化し、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処するとともに、継続した安全対策や効率的な捜査活動等を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能

郡山北警察署を本署とし、現在の本宮警察署を郡山北警察署本宮分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

(4) 小野警察署と三春警察署の統合

ア 小野警察署と三春警察署を統合する。

イ 統合する理由

小野警察署の管轄する小野町については、平時における地域の安全と安心の確保についてはもとより、磐越自動車道の小野インターチェンジが所在するほか、あぶくま高原道路の整備も進んでおり、有事の際の対応や犯罪の予防・検挙、子供や高齢者の保護などについて、迅速・的確な警察活動を展開する必要があります。

また、警察署の管轄区域と市町村の行政区域については、各種安全対策を講じる上では、整合性がとられていることが必要ですので、市町村合併により、田村市を小野警察署と三春警察署で分けて管轄していることについては、これを改善する必要もあります。

そのため、小野警察署と三春警察署を統合して、田村地域において、警察と行政の管轄の整合性を図りながら、警察署の体制を強化することによって、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処し、継続した安全対策や効率的な捜査活動等を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能

三春警察署を本署とし、三春警察署については田村警察署（仮称）に改称することとし、現在の小野警察署を田村警察署小野分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

(5) 会津美里警察署と会津若松警察署の統合

ア 会津美里警察署と会津若松警察署を統合する。

イ 統合する理由

会津美里警察署の管轄する会津美里町は、国道401号線や県道59、72、128、152号線等の道路網及びJR只見線により、生活圈・経済圏ともに会津若松市と密接な関係にあり、人や車の流れ等から、会津若松市と一体的な地域としての環境にありますので、治安維持活動においても、その点を重視する必要があります。

そのため、犯罪の予防や検挙、子供や高齢者の保護など、地域の安全と安心を確保するための警察活動を展開するために、会津美里警察署と会津若松警察署を統合して警察署の体制を強化し、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処するとともに、継続した安全対策や効率的な捜査活動等を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能

会津若松警察署を本署とし、現在の会津美里警察署を会津若松警察署会津美里分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

(6) 浪江警察署と富岡警察署の統合

ア 浪江警察署と富岡警察署を統合する。

イ 統合する理由

浪江警察署と富岡警察署の管轄する双葉地域は、原子力発電所や火力発電所を有する電源地域である上、浜通りの中央に位置し、常磐自動車道の延伸も進んでいるところでありますので、治安維持活動においては、その点を重視する必要があります。

そのため、平時における地域の安全と安心の確保はもとより、有事の際の対応や犯罪の予防・検挙、子供や高齢者の保護などの警察活動を推進する一方、原子力発電所等の重要防護施設についての警戒警備を徹底するために、浪江警察署と富岡警察署を統合して、双葉地域において、警察署の体制を強化し、事案に対しては、機動力を発揮して、迅速、的確に対処するとともに、継続した安全対策、効率的な捜査活動、徹底した警戒警備を展開しようとするものです。

ウ 警察署の体制と分庁舎の機能等

富岡警察署を本署とし、富岡警察署については双葉警察署（仮称）と改称することとし、現在の浪江警察署を双葉警察署浪江分庁舎としますが、基本方針に記載したとおり、分庁舎には、警察署としての機能を残し、本署と一体となって活動を強化します。

さらに、双葉地域における原子力発電所等の警戒警備体制を強化していきます。

4 警察署再編に当たっての留意事項

- (1) 警察署の再編に当たっては、分庁舎となる地域の住民の安全と安心を確保することが不可欠であります。

そこで、地域住民の意見、要望を踏まえ、分庁舎の責任者については、可能な限り警視を配置することとします。

また、交通安全協会や防犯協会などのボランティア団体については、

治安の基盤をなすものであることから、これを存続することが望まれるので、その存続方法等について、関係機関、団体との協議を進めてまいります。

- (2) 今後、県内において、広域事案の発生も予想されることから、広域事案に対応するための体制を整備します。

5 警察署再編の実施時期

警察署再編の時期については、平成22年4月を予定しています。

したがって、今年度において条例改正などの事務を進め、平成21年度においては、地域の住民に不安や不便が生じないように諸準備を進めてまいります。

6 おわりに

警察署の再編は、県民の安全と安心を確保するために行うものであり、地域住民の方々はもとより、県議会、市町村、関係機関、団体等の理解と協力をなくしては成し得ないものであります。

したがって、今回策定した警察署再編の具体的構想に基づいて、警察署再編のための事務を進めるに際しましても引き続き、関係機関、団体や住民の方々の意見、要望を踏まえ、また、説明を尽くして理解を深める努力を積み重ねながら、地域住民の方々が不安や不便を感じることはないように対処してまいります。